

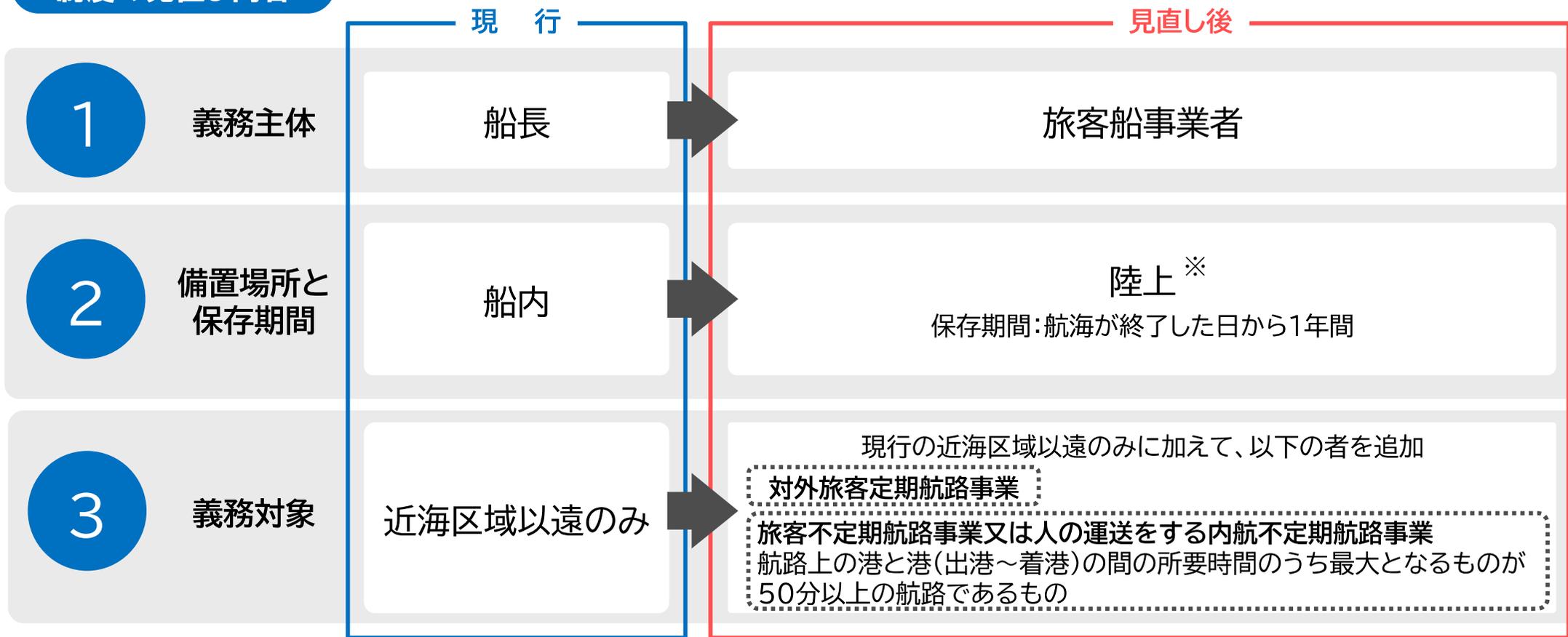
旅客名簿の備置き義務の見直し

旅客名簿の備置き ～概要～

概要

- ✓ 旅客名簿については、現在、船員法第18条に基づき、船長が船内に備え置くこととされているが、船舶が沈没した場合には、記載内容を確認できなくなり、**搜索・救助や安否確認に支障が生じる可能性**
- ✓ 旅客名簿を**備え置く場所を原則として陸上に変更**するとともに、備置きの**義務主体を船長から旅客船事業者に変更**するとともに、**一定の船舶に備置きの義務付けを拡大**

制度の見直し内容



※ 船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①営業所にメール 又は②営業所との共有サーバーに保存等の方法でも可。また、同じ様式に列記する方式だけではなく、例えば、①ホームページ経由の予約客のリスト、②旅行会社経由の予約客のリスト、③旅客による乗船窓口での記録を組み合わせてもよいこととする。

旅客名簿の備置き ～対象となる旅客船の範囲～

現行



見直し後

【船員法】		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (原則船内)
	離島航路以外				備置義務あり (船内)
外航船		—			備置義務あり (船内)

【海上運送法】		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (陸上)
	離島航路以外				備置義務あり (陸上)
外航船					備置義務あり (陸上及び船内)

旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業であって、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路であるものを対象に追加

旅客名簿の備置き ~新たに対象となる旅客船の具体的なイメージ~

✓ 沿海区域を航行する旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業において、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路の具体的なイメージは以下のとおり。

	義務付け対象	義務付け対象外
2地点間の航路	<p>60分</p>	<p>30分</p>
寄港地が複数ある航路 <small>1つの航路で複数港経由する航路は航路全体ではなく、個別の港～港間の時間で判断</small>	<p>25分 60分 15分</p> <p>航路全体:100分</p>	<p>35分 35分 30分</p> <p>航路全体:100分</p>
周遊航路	<p>80分</p>	<p>30分</p>

旅客名簿の備置き ～旅客名簿の記載方法の合理化～

- ✓ 旅客名簿の備置き義務対象の拡大に伴い、旅客数が多い船舶で旅客名簿の記載のための行列が発生することを防止するため、記載時間を短縮できるよう、「氏名」及び「住所」については、「カタカナ」による記載が可能であること、「乗船日時及び乗下船港」は旅客船事業者による記載が可能であること等を通達で明確化する。

記載方法の見直し(案)

現 行	見直し後(イメージ)
氏名 ^{※1}	カタカナによる記載可能
年齢 ^{※2}	年齢区分によるほか、生年月日でも記載可能
性別 ^{※4}	
住所 ^{※1・※3}	カタカナによる記載可能 外国人の場合:国籍と旅券番号を記載 外航船舶の旅客:住所又は国籍及び旅券番号
乗船日時及び乗下船港	旅客船事業者による記載が可能 乗船日時は便名でも記載可能
海難その他非常の場合における介助等の支援の要否	

※1:外国人の場合はアルファベット等で記入する。

※2:年齢区分(大人、子供及び幼児の区分が判別されるように記載されたもの)で足りる。

※3:住民票に記載されている市区町村名をもって足りる。

※4:性別欄については、ジェンダーレスの観点を踏まえ、その記載のあり方について引き続き他制度の状況等を考慮の上、整理・検討。

運送契約の拒絶(旅客名簿)

- ✓ 改正法による改正後の海上運送法(昭和24年法律第187号。以下「法」という。)第15条において、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者(以下「事業者」という。)に対して旅客名簿の作成が義務付けられているため、旅客が当該作成に係る旅客名簿の記載を拒否した際に、事業者が旅客に対して運送契約の拒絶を可能とするべく、各事業者の運送約款について改正を行う。

改正イメージ(「標準運送約款(昭和61年運輸省告示第252号)」を適用している事業者の場合)

現行(～令和6年3月31日)	改正後(令和6年4月1日～)
<p>第4章 旅客の義務 (旅客の禁止行為等)</p> <p>第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。</p> <p>(手回り品の保管)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>第4章 旅客の義務 (旅客の禁止行為等)</p> <p>第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。</p> <p>(手回り品の保管)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(旅客名簿への記載)</p> <p>第20条 旅客は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第15条(同法第21条の5において準用する場合を含む。)に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分</p> <p>(3) 性別</p> <p>(4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</p> <p>ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名</p> <p>イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号</p> <p>(5) 乗船の日時及び港並びに下船の港</p> <p>(6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否</p> <p>第21条～第24条</p>
<p>第20条～第23条</p>	

上記の改正により旅客名簿への記載を拒否する旅客に対しては、
運送契約の拒絶または解除をすることができる。
なお、損害を与えられた場合は、損害賠償を求めることができる。

各事業者の手続き

- ・標準運送約款を適用している許可事業者
- ・届出事業者

<令和6年4月1日から>

事業者



運送
約款

各事業者において改正

○標準運送約款を適用している許可事業者または届出事業者においては、令和6年4月1日に運送約款の記載事項を変更する。

- ・標準運送約款を適用していない許可事業者

<令和6年4月1日から>

事業者



運送
約款

変更申請



運輸局



○標準運送約款を適用しておらず独自の運送約款を適用している許可事業者においては、令和6年4月1日までに運送約款の変更の認可を取得すること。